

令和 6 年度

大蔵村水質検査計画書



【写真：令和 2 年 1 1 月に給水を開始した新肘折浄水場膜ろ過装置】

大蔵村地域整備課

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質管理の現状
4. 水質検査項目と検査頻度
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 検査結果の評価
9. 関係者との連携

図1 大蔵村簡易水道概要図

表1 水質検査表

表2 水質検査月別項目数

参考 水質基準項目の汚染源と毒性等

はじめに

水道水質検査計画は、村民の皆様にご安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、大蔵村が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等について定めたものです。

水道法施行規則第15条第6項及び第7項の規定により、水質基準に適合する水道水を供給するため、水質検査計画の策定が義務づけられております。本村でもこれに沿って水質検査計画を策定し、公表しております。

1. 基本方針

水道水質検査計画では、水道法に規定する水質基準に適合した水道水の供給を実施するため、地域の特性や水道施設の状況に合わせて水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等について実施方法を定め、検査計画及び検査結果を公表します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

本村ではこれまで簡易水道5箇所、飲料水供給施設1箇所を経営しておりましたが、経営安定化と維持管理の合理化を図ることを目的とし、平成28年4月1日に「大蔵村簡易水道事業」を創設いたしました。

直近では、肘折地区水道における原水中の指標菌及び濁度対策のために膜ろ過設備を備えた新肘折浄水場の整備事業を実施し、令和2年11月に給水を開始しました。

給水状況は、下記のとおりとなっております。

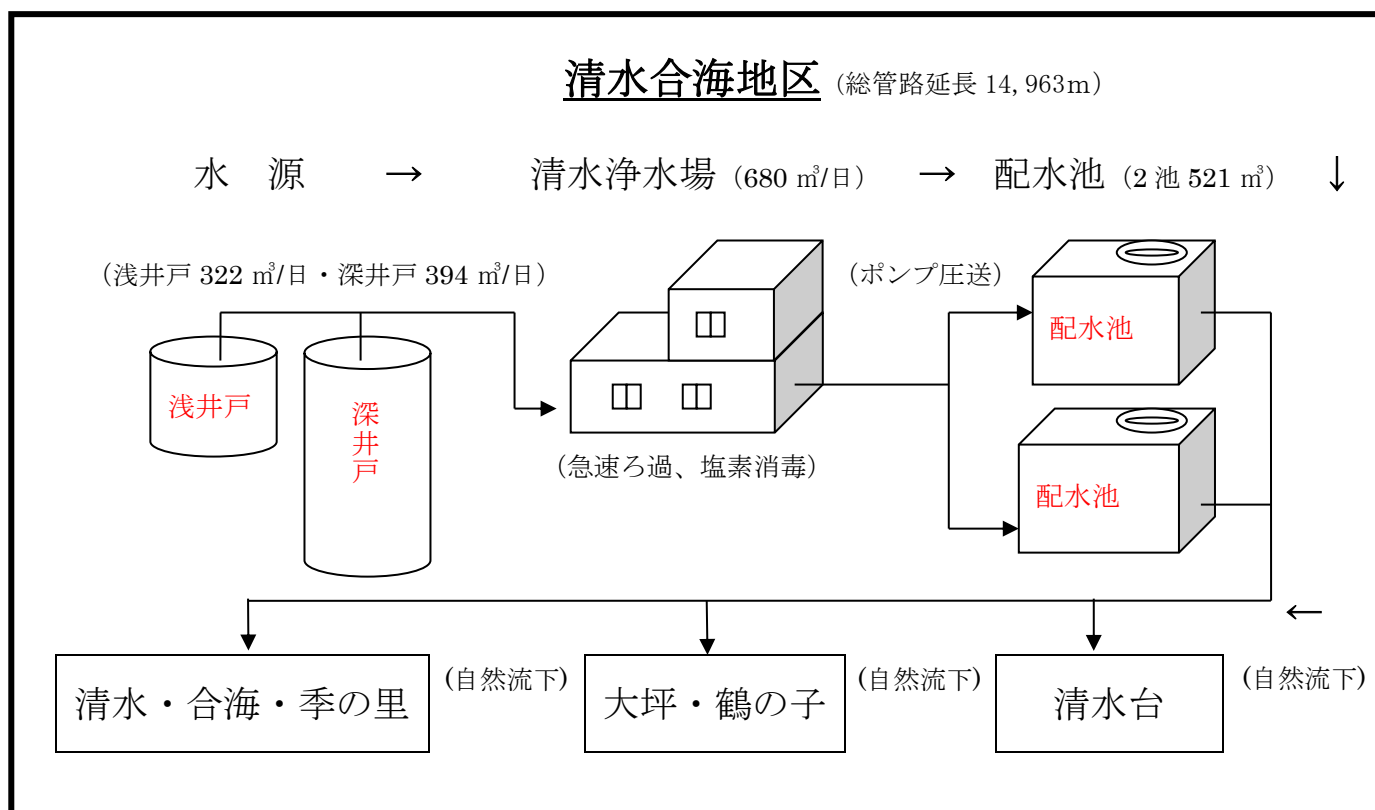
地区名	計画一日最大給水量	計画給水人口 (現在給水人口)	給水区域
肘折地区	654 m ³	330人 (277人)	肘折、金山、鍵金野
清水合海地区	571 m ³	1,295人 (1,172人)	清水1・2・3、清水台、合海、大坪、季の里
白須賀地区	424 m ³	1,133人 (992人)	白須賀、熊高、通り、上竹野、比良稲沢、作の巻、赤松、烏川
塩藤田沢地区	107 m ³	246人 (184人)	藤田沢、桂、塩、升玉
四ヶ村地区	96 m ³	252人 (174人)	滝の沢、豊牧、沼の台、平林
柳渚地区	4 m ³	12人 (9人)	柳渚

(2) 浄水場の概要

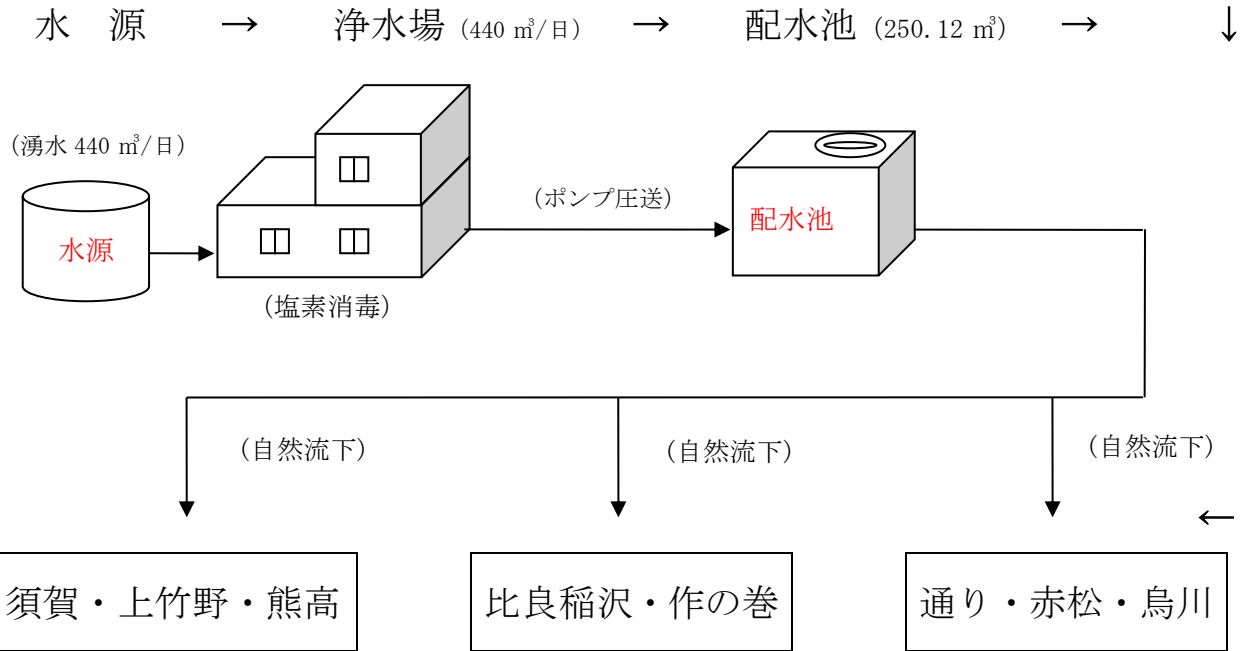
本村の浄水場の概要（水源、浄水方法、使用薬品等）は、下記のとおりとなっております。

地区名	浄水場名	通水年月	水源	浄水処理方法	浄水使用薬品
肘折地区	肘折浄水場	令和2年11月	湧水	膜ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
清水合海地区	清水浄水場	昭和50年1月	浅井戸 (7m) 深井戸 (80m)	急速ろ過 (マンガン砂) 塩素消毒	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム
白須賀地区	白須賀浄水場	昭和52年2月	湧水	塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
塩藤田沢地区	升玉浄水場	昭和62年2月	湧水	急速ろ過 (ケイ砂) 塩素消毒	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム
四ヶ村地区	四ヶ村浄水場	平成16年7月	表流水 (松ノ木 沢)	膜ろ過 活性炭ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
柳渕地区	柳渕浄水場	昭和52年4月	湧水	塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム

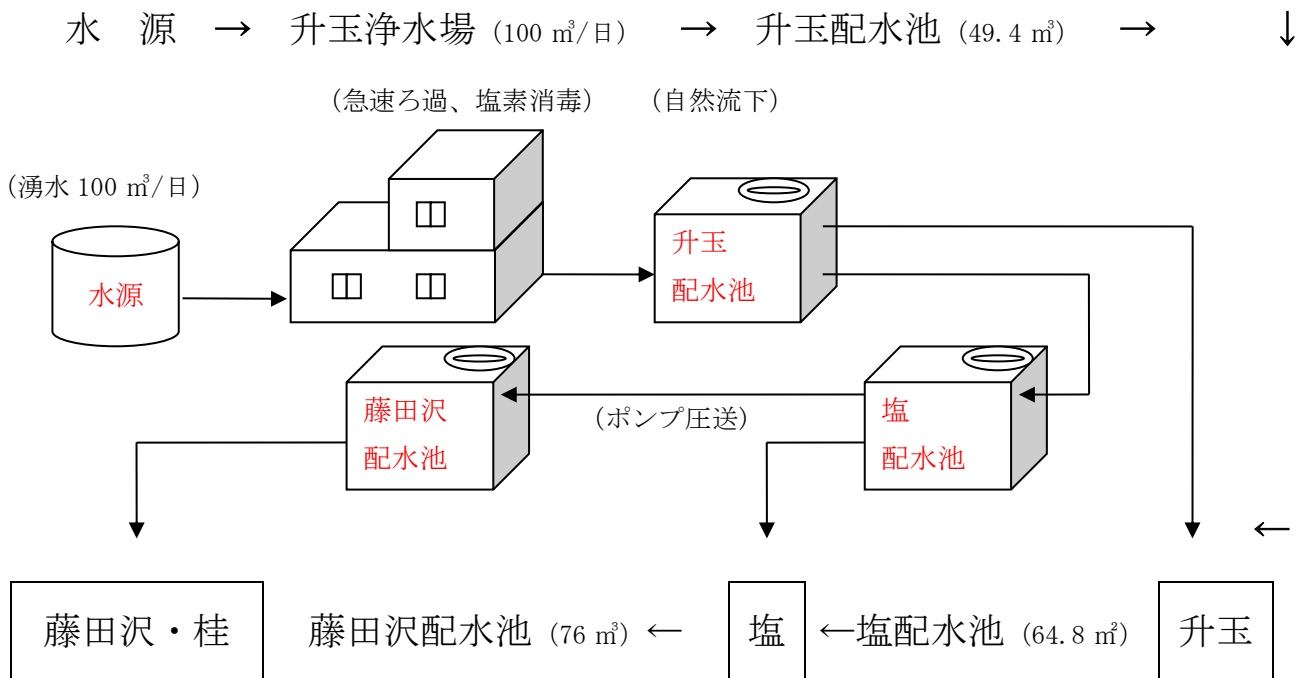
大蔵村簡易水道概略図



白須賀地区 (総管路延長 16,474m)

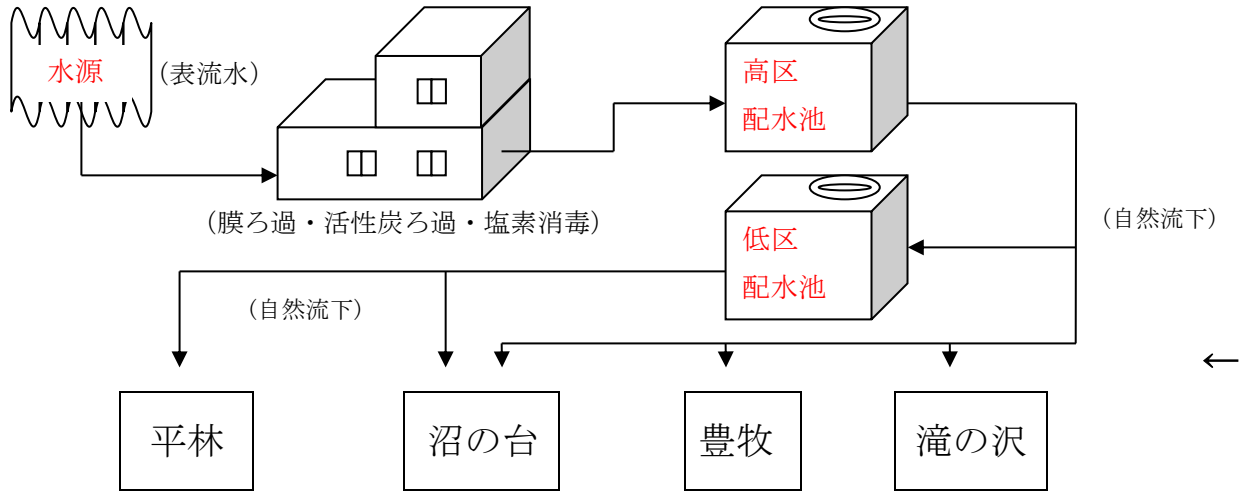


塩・藤田沢地区 (総管路延長 14,877m)



四ヶ村地区 (総管路延長 14,956m)

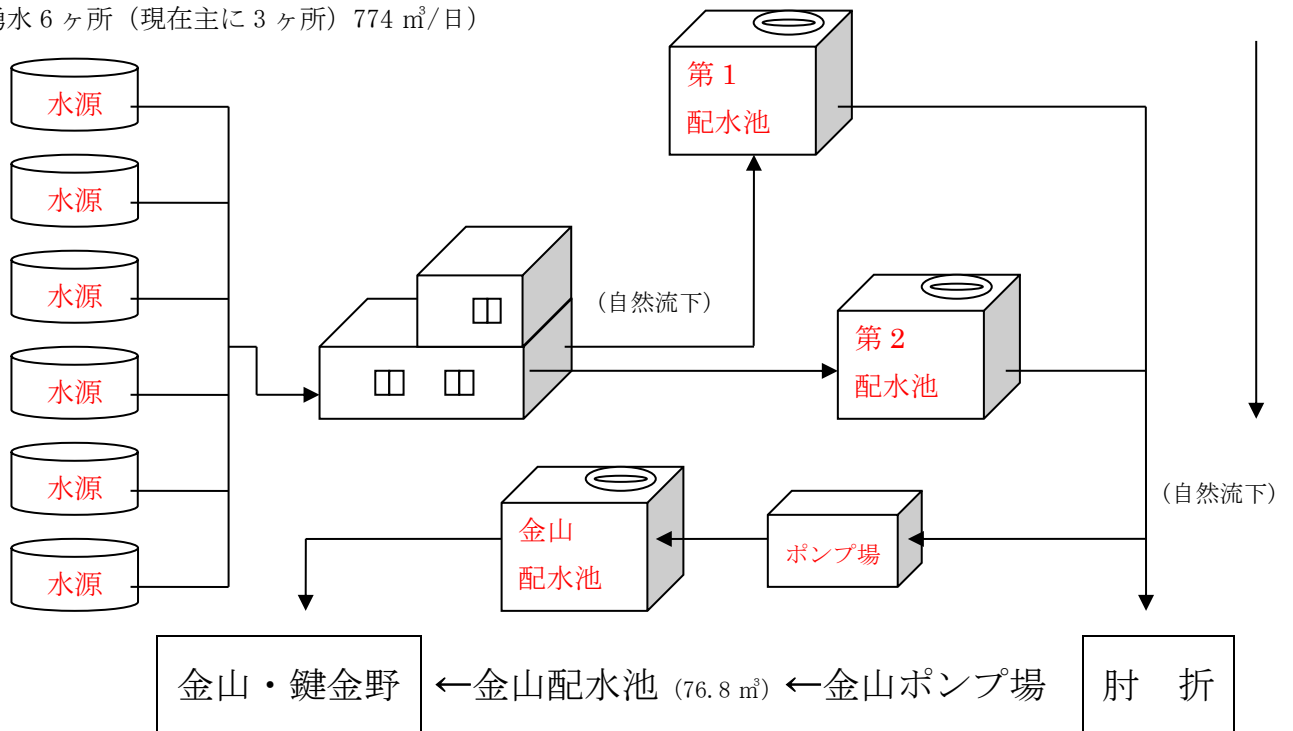
水 源 (314 m³/日) → 浄水場 (282 m³/日) → 配水池 (高区 157 m³ 低区 62 m³) →



肘折地区 (総管路延長 14,218m)

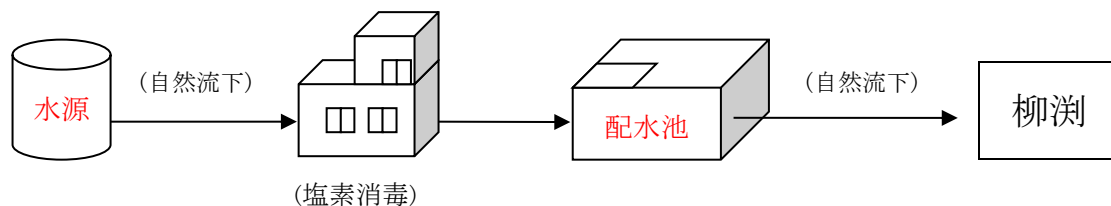
水 源 → 肘折浄水場 (膜ろ過・塩素消毒) → 第1配水池 → 第2配水池 (2池計 542.8 m³) →

(湧水 6ヶ所 (現在主に 3ヶ所) 774 m³/日)



柳渕地区

水源 (湧水 16 m³/日) → 浄水場 → 配水池 (26.3 m³) →



水質管理の現状

(1) 水道水の水質に影響する要因と優先して監視すべき項目

水質管理は、常にさまざまな状況を想定して万全の体制で行っています。具体的には水道水の水質に影響する要因及び優先して監視すべき項目として浄水及び原水の水質状況等をもとに、次のようなものがあげられることから、これらに留意して水質検査計画を策定します。

地区名	原水の汚染原因	水質管理上注意すべき項目
肘折地区	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨融雪等による濁水 ・原水に含まれる蒸発残留物、カルシウム等 	蒸発残留物、カルシウム、マグネシウム
清水合海地区	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨融雪等による濁水 ・原水に含まれる鉄、マンガン、蒸発残留物等 	鉛、鉄、マンガン、カルシウム、マグネシウム、蒸発残留物
白須賀地区	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨融雪等による濁水 ・畜舎排水、農業肥料等 ・原水に含まれる蒸発残留物 	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物
塩藤田沢地区	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨融雪等による濁水 ・原水に含まれる蒸発残留物 	蒸発残留物
四ヶ村地区	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨融雪等による濁水 ・原水に含まれる蒸発残留物 	蒸発残留物、有機物
柳渕地区	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨融雪等による濁水 ・原水に含まれる蒸発残留物 	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物

浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム (ポリ塩化アルミニウムを使用しているため) ・臭素酸 (次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有している可能性がある)
---------------------------	---

水道水については、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を行っており、これまでの検査結果から水質基準を十分満たしていることから、安全で良質な水です。

4. 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を、各地区の方への依頼検査と自動監視装置等にて行います。

(2) 水質基準項目の検査（浄水51項目、原水39項目）

水質基準項目の検査は表（1）のとおり行います。

(ア) 1ヶ月に1回の検査項目（9項目）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量 TOC）、PH値、味、臭気、色度、濁度
--

(イ) 概ね3ヶ月に1回の検査項目

六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、蒸発残留物

(ウ) 原水

適切な水質管理を行ううえで原水の水質検査も重要となりますので、消毒副生成物及び味以外の39項目検査を年1回行います。

(エ) クリプトスポリジウム等（塩素消毒で死滅しない微生物）

クリプトスポリジウム等対策指針に従って検査を行い、指標菌※の検査を行ないます。

※指標菌：クリプトスポリジウムなどによる汚染の指標となる菌で、嫌気性芽胞菌及び大腸菌をいいます。

(オ) 放射性物質の検査

浄水については以下の頻度で検査を行ないます。検査項目は、放射性セシウム（Cs134 及び CS137）とします。

清水合海地区、白須賀地区、塩藤田沢地区、肘折地区、四ヶ村地区、柳渚地区：3ヶ月に1回
--

(カ) ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の検査

浄水については以下の頻度で検査を行ないます。検査項目は、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）とします。

清水合海地区、白須賀地区、塩藤田沢地区、肘折地区、四ヶ村地区、柳渚地区：年に1回
--

(キ) 浄水全項目検査

3年に1回と検査を省略している項目については、令和7年度に検査を実施します。

(4) 検査場所

水質基準項目等の検査を行う場所は、下表のとおりです。

地区名	水質基準項目	毎日検査
清水合海地区	役場（給水栓）	清水地区（民家給水栓）及び自動監視装置
白須賀地区	大蔵村保育所（給水栓）	白須賀地区（民家給水栓）
塩藤田沢地区	南山交流センター（給水栓）	藤田沢地区（民家給水栓）及び自動監視装置
肘折地区	肘折下水処理場（給水栓）	同左及び自動監視装置
四ヶ村地区	沼の台保育所（給水栓）	平林地区（民家給水栓）及び自動監視装置
柳渕地区	柳渕地区（給水栓）	柳渕地区（民家給水栓）

※毎日検査は、水質基準が適用される蛇口とします。

5. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が以下のような場合により、蛇口において水質基準に適合しないおそれがあるとき、直ちに給水を停止するとともに、原則として水質基準項目（51項目）について臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

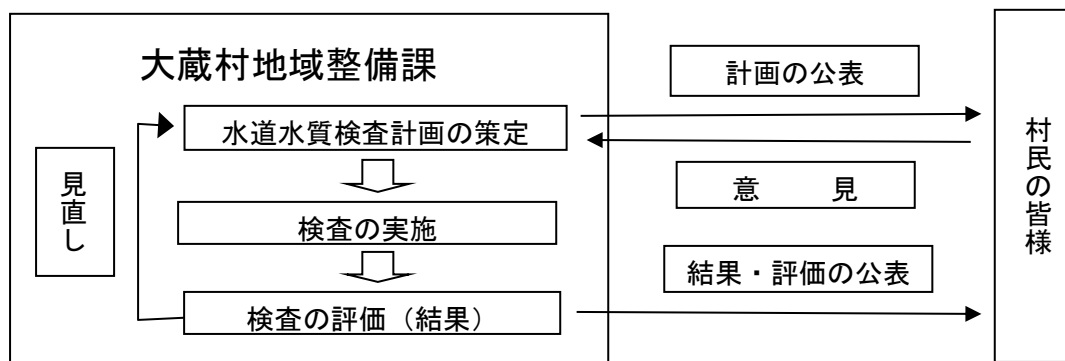
6. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質検査基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準の関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）により行います。また、水質基準項目の検査は、厚生労働大臣登録指定検査機関に委託して実施します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、地域整備課で閲覧することができます。また、水質検査計画に基づき水質検査を行ない、その結果をホームページで公表します。ご意見等ございましたらお寄せ下さい。村民の皆様の見解等を踏まえて毎年度見直ししていきます。

水道水質検査計画の概念図



8. 検査結果の評価

浄水の水質検査結果に基づいて、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

また、水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して毎年度見直しを行い、計画外の項目については、必要に応じて臨時の水質検査として取り入れていきます。

9. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、県の食品安全衛生課や最上保健所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

また、水源における水質汚染事故発生等に対しては、すみやかに現地調査を行うとともに適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

お問い合わせ先

〒996-0212

山形県最上郡大蔵村大字清水2528番地 大蔵村役場 地域整備課

電話 0233-75-2102 FAX 0233-75-2231

ホームページ <https://www.vill.ohkura.yamagata.jp/>

法令に基づく水質検査
水質検査表【清水合海地区】

表1

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由		
		(mg/L)		検査頻度	検査省略 頻度	蛇口	原水			
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため		
2	大腸菌	不検出	不検出							
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため		
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.002		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満		年4回	4		検査省略不可のため		
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満		年1回	1		過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満		年4回	3年1回		令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.13							
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満							
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満							
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.001 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	年4回	年4回	4	0	検査省略不可のため		
21	塩素酸	0.6 以下	0.15							
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満							
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満							
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満							
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002							
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満							
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.005							
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満							
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満							
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.003	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満							
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	年1回	1	過去の検査値が基準値の1/10以下だが、使用薬品のため				
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	年4回	4	原水にて基準値を超えているため				
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01	3年1回	令和7年度実施	過去の検査値が基準値の1/10以下のため				
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	15	年4回	年4回	4	1	原水にて基準値を超えているため		
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001							
38	塩化物イオン	200 以下	18.3	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	55	年4回	年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため		
40	蒸発残留物	500 以下	161				過去の検査値が基準値の1/5以上のため			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.002 未満	3年1回	令和7年度実施	過去の検査値が基準値の1/10以下のため				
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	原因藻類発生時期に月に1回以上	年1回	1	1	原因藻類発生時期に検査が必要なため		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.5	月1回	月1回	12	0	検査省略不可のため		
47	pH値	5.8-8.6	6.3-6.7							
48	味	異常でない	異常なし							
49	臭気	異常でない	異常なし							
50	色度	5 以下	0.5 未満							
51	濁度	2 以下	0.1 未満	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため		

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	監視内容
1	色	異常なし	地区住民の方へ依頼
2	濁り	異常なし	地区住民の方へ依頼
3	異常な臭味	異常なし	地区住民の方へ依頼
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	地区住民の方へ依頼

※役場にて水質を把握可

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

法令に基づく水質検査
水質検査表【白須賀地区】

表1

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由				
		(mg/L)		検査頻度	検査省略頻度	蛇口	原水					
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため				
2	大腸菌	不検出	不検出									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため				
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満									
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満									
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満									
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満									
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満									
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.84						年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満						年4回	3年1回	令和7年度実施	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満									
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満									
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満									
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満									
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満									
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満									
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満									
21	塩素酸	0.6 以下	0.07	年4回	4	0	検査省略不可のため					
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満									
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満									
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満									
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001 未満									
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満									
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001 未満									
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満									
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満									
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001 未満									
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満									
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満									
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.02									
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	13.7									
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満									
38	塩化物イオン	200 以下	14.7	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	30	年4回	年1回	1	1	過去の検査値が基準値の1/10以下だが、モニタリングのため				
40	蒸発残留物	500 以下	138		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以上のため				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満		3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため				
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	原因藻類発生時期に月に1回以上	年1回	1	1	原因藻類発生時期に検査が必要なため				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満									
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため				
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	月1回	月1回	12	0	検査省略不可のため				
47	pH値	5.8-8.6	6.1-6.4									
48	味	異常でない	異常なし									
49	臭気	異常でない	異常なし									
50	色度	5 以下	0.5 未満									
51	濁度	2 以下	0.1 未満									

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	監視内容
1	色	異常なし	地区住民の方へ依頼
2	濁り	異常なし	地区住民の方へ依頼
3	異常な臭味	異常なし	地区住民の方へ依頼
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	地区住民の方へ依頼

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

法令に基づく水質検査
水質検査表【塩藤田沢地区】

表1

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由					
		(mg/L)		検査頻度	検査省略 頻度	蛇口	原水						
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため					
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満										
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満										
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満						年4回	4		検査省略不可のため	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.72						年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満										
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満										
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満										
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満										
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満										
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満										
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満										
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満										
21	塩素酸	0.6 以下	0.16	年4回	4	0	検査省略不可のため						
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001										
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満										
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.003										
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.002										
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため						
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02										
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満										
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.8										
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満										
38	塩化物イオン	200 以下	13	月1回	月1回	12		検査省略不可のため					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	30	年4回	年1回	1	1	過去の検査値が基準値の1/10以下だが、モニタリングのため					
40	蒸発残留物	500 以下	155		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以上のため					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満		3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	原因藻類 発生時期 に月に1回 以上	年1回	1		原因藻類発生時期に検査が必要なため					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満										
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3	月1回	月1回	12	0	検査省略不可のため					
47	pH値	5.8-8.6	6.6-6.9										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5 以下	0.7										
51	濁度	2 以下	0.7										

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	監視内容
1	色	異常なし	地区住民の方へ依頼
2	濁り	異常なし	地区住民の方へ依頼
3	異常な臭味	異常なし	地区住民の方へ依頼
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	地区住民の方へ依頼

※役場にて水質を把握可

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

法令に基づく水質検査
水質検査表【肘折地区】

表1

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由					
		(mg/L)		検査頻度	検査省略 頻度	蛇口	原水						
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため					
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満										
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満										
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満						年4回	4	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため 検査省略不可のため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.35						3年1回	1			
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.09						年1回	1			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満										
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満										
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満										
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満										
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満										
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満										
21	塩素酸	0.6 以下	0.06										
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満						年4回	4	0	1	検査省略不可のため
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001										
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満										
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001										
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	3年1回	令和7年度実施	0	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.013										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満										
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.04										
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11										
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満										
38	塩化物イオン	200 以下	8.5	月1回	月1回	12	1	過去の検査値が基準値の1/5以上のため 過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	90	年4回	年4回	4							
40	蒸発残留物	500 以下	157										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回	令和7年度実施	1							
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	原因藻類 発生時期 に月に1回 以上	年1回	1			1	原因藻類発生時期に検査が必要なため			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満										
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施			1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため			
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.4	月1回	月1回	12			0	1	検査省略不可のため		
47	pH値	5.8-8.6	6.5-7.7										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5 以下	0.5 未満										
51	濁度	2 以下	0.1 未満										

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	監視内容
1	色	異常なし	肘折下水処理場で実施
2	濁り	異常なし	肘折下水処理場で実施
3	異常な臭味	異常なし	肘折下水処理場で実施
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	肘折下水処理場で実施

※役場にて水質を把握可

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

法令に基づく水質検査
水質検査表【四ヶ村地区】

表1

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由					
		(mg/L)		検査頻度	検査省略 頻度	蛇口	原水						
1	一般細菌	100個/ml	35個/ml	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため					
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満										
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満										
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満						年4回	4		検査省略不可のため	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.2						年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満										
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満										
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満										
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満										
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満										
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満										
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満										
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満										
21	塩素酸	0.6 以下	0.11	年4回	4	0	0	検査省略不可のため					
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.007										
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満										
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.013										
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.002										
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.004										
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	3年1回	令和7年度実施		1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満										
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.02										
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.2										
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満										
38	塩化物イオン	200 以下	12.9	月1回	月1回	12		検査省略不可のため					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	11	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
40	蒸発残留物	500 以下	83		年4回	4			過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.002 未満		3年1回	令和7年度実施			過去の検査値が基準値の1/10以下のため				
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	原因藻類 発生時期 に月に1回 以上	年1回	1	1	原因藻類発生時期に検査が必要なため					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満										
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため					
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.5	月1回	月1回	12	0	検査省略不可のため					
47	pH値	5.8-8.6	6.3-6.7										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5 以下	0.7										
51	濁度	2 以下	1.1										

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	監視内容
1	色	異常なし	地区住民の方へ依頼
2	濁り	異常なし	地区住民の方へ依頼
3	異常な臭味	異常なし	地区住民の方へ依頼
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	地区住民の方へ依頼

※役場にて水質を把握可

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

法令に基づく水質検査
水質検査表【柳瀬地区】

表1

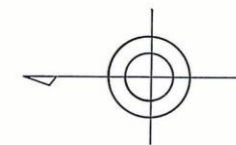
項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由	
		(mg/L)		検査頻度	検査省略頻度	蛇口	原水		
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため	
2	大腸菌	不検出	不検出						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満		3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以上のため	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.006		3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		年4回	4		検査省略不可のため	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以下だが、モニタリングのため	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満		3年1回	令和7年度実施		1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.73						
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満						
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満						
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満						
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満						
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満						
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	年4回	4	0	検査省略不可のため		
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満						
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満						
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満						
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満						
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満						
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001 未満						
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満						
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001						
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満						
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001						
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満						
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.003	年1回	1	1	過去の検査値が基準値の1/10以上のため		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満						
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満						
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.17	3年1回	令和7年度実施	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため		
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.6						
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満						
38	塩化物イオン	200 以下	8	月1回	月1回	12	1	検査省略不可のため	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	25	年4回	3年1回	令和7年度実施		過去の検査値が基準値の1/10以下のため	
40	蒸発残留物	500 以下	138		年4回	4		過去の検査値が基準値の1/5以上のため	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回	令和7年度実施	1		過去の検査値が基準値の1/10以下のため	
42	ジェオスミン(注a)	0.00001 以下	0.000001 未満					原因藻類発生時期に月に1回以上	年1回
43	2-メチルイソボルネオール(注a)	0.00001 以下	0.000001 未満	年4回	3年1回	令和7年度実施		1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満						
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	月1回	月1回	12		0	検査省略不可のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3						
47	pH値	5.8-8.6	6.3-6.6						
48	味	異常でない	異常なし						
49	臭気	異常でない	異常なし						
50	色度	5 以下	0.5 未満						
51	濁度	2 以下	0.1 未満	1	1	1	過去の検査値が基準値の1/10以下のため		

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	監視内容
1	色	異常なし	地区住民の方へ依頼
2	濁り	異常なし	地区住民の方へ依頼
3	異常な臭味	異常なし	地区住民の方へ依頼
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	地区住民の方へ依頼

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)



平成 11 年 3 月印刷

戸 沢 村



凡 例	
▲	水源
●	浄水場
■	配水池
—	導・送・配水管
○	給水区域
⊙	水質検査採水場



1 : 50,000

清水合海地区
令和6年度 水質検査月別項目数

表2

項目 NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	検査省略 頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水 8月	
		(mg/L)			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	3年1回													◎	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満															◎
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.002	年4回			○			○			○			○	◎	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	3年1回													◎	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満															◎
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満															◎
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	年4回			○			○			○			○	◎	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.13	年1回						○							◎	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	3年1回													◎	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満															◎
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満															◎
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.001 未満															◎
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満															◎
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満															◎
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															◎
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															◎
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満															◎
21	塩素酸	0.6 以下	0.15		年4回			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○	
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002					○			○			○			○	
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.005					○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.003					○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満				○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005	3年1回													◎	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	年1回						○							◎	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	年4回			○			○			○			○	◎	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01	3年1回													◎	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	15															◎
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001		年4回			○			○			○			○	◎
38	塩化物イオン	200 以下	18.3	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	55	年4回			○			○			○			○	◎	
40	蒸発残留物	500 以下	161					○			○			○			○	◎
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回													◎	
42	ジェオスミン (注a)	0.00001 以下	0.000001 未満	年1回						○							◎	
43	2-メチルイソボルネオール (注a)	0.00001 以下	0.000001 未満								○							◎
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	3年1回													◎	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満															◎
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	0.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
47	pH値	5.8-8.6	6.3-6.7	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
48	味	異常でない	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
49	臭気	異常でない	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
50	色度	5 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
51	濁度	2 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
項目の合計					9	9	26	9	9	30	9	9	26	9	9	26	39	

その他	原水指標菌 (浅井戸のみ)	年4回		○			○					○				○	
	原水クリプト・ジアルジア (浅井戸のみ)	指標菌検出時															
	浄水放射性物質 (セシウム134及び137)	年4回			○								○				○
	浄水PFOS及びPFOA	年1回		○													

- 月に1回の検査項目
- 年に4回 (3ヶ月に1回) の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目 (令和4年度検査実施)

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

白須賀地区
令和6年度 水質検査月別項目数

表2

項目 NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	検査省略 頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水 8月	
1	一般細菌	100個/㎖	0個/㎖	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	不検出	不検出		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	3年1回													○	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満															○
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満															○
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満															○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満		年4回			○			○			○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.84					○			○			○			○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	3年1回													○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満															○
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満															○
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満															○
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満															○
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満															○
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															○
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															○
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満															○
21	塩素酸	0.6 以下	0.07	年4回			○			○			○			○		
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満				○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001 未満			○			○			○			○			
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満			○			○			○			○			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005	3年1回													○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満															○
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満															○
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.02															○
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	13.7															○
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満															○
38	塩化物イオン	200 以下	14.7	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	30	年1回						○							○	
40	蒸発残留物	500 以下	138	年4回			○			○			○			○	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回													○	
42	ジェオスミン（注a）	0.00001 以下	0.000001 未満	年1回						○							○	
43	2-メチルイソボルネオール（注a）	0.00001 以下	0.000001 未満								○							○
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	3年1回													○	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満															○
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	0.3 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8-8.6	6.1-6.4	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でない	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5 以下	0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2 以下	0.1 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
項目の合計					9	9	23	9	9	26	9	9	23	9	9	23	39	

その他	原水指標菌	年4回		○		○		○		○		○		○		○
	原水クリプト・ジアルジア	指標菌検出時														
	浄水放射性物質（セシウム134及び137）	年4回			○			○				○				○
	浄水PFOS及びPFOA	年1回		○												

- 月に1回の検査項目
- 年に4回（3ヶ月に1回）の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目（令和4年度検査実施）

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

塩藤田沢地区
令和6年度 水質検査月別項目数

表2

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	検査省略頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水8月	
					(mg/L)													
1	一般細菌	100個/m ²	0個/m ²	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	3年1回													○	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満															○
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満															○
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満															○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満		年4回			○			○			○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.72		3年1回													○
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満															○
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満															○
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満															○
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満															○
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満															○
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満															○
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															○
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															○
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満														○	
21	塩素酸	0.6 以下	0.16	年4回			○			○			○			○		
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満				○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001				○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.003				○			○			○			○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満				○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.002				○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満			○			○			○			○			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005	3年1回													○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02															○
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満															○
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満															○
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.8															○
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満															○
38	塩化物イオン	200 以下	13	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	30	年1回						○							○	
40	蒸発残留物	500 以下	155	年4回			○			○			○			○	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回													○	
42	ジェオスミン(注a)	0.00001 以下	0.000001 未満	年1回						○							○	
43	2-メチルイソボルネオール(注a)	0.00001 以下	0.000001 未満								○							○
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	3年1回													○	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満															○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8-8.6	6.6-6.9	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でない	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でない	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5 以下	0.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2 以下	0.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目の合計					9	9	22	9	9	25	9	9	22	9	9	22	39	

その他	原水指標菌	年1回						○									
	原水クリプト・ジアルジア	-															
	浄水放射性物質(セシウム134及び137)	年4回			○				○				○				○
	浄水PFOS及びPFOA	年1回		○													

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

肘折地区
令和6年度 水質検査月別項目数

表2

項目NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	検査省略 頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水8月	
1	一般細菌	100個/m ²	0個/m ²	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	3年1回													◎	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満															◎
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満															◎
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満															◎
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満		3月1回			○			○			○			○	◎
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.35		3年1回													◎
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.09	年1回						○							◎	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	3年1回													◎	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満															◎
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満															◎
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満															◎
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満															◎
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															◎
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															◎
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満															◎
21	塩素酸	0.6 以下	0.06		3月1回			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○	
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001					○			○			○			○	
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001					○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.013	3年1回													◎	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満															◎
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満															◎
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.04															◎
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11															◎
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満															◎
38	塩化物イオン	200 以下	8.5	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	90	年4回			○			○			○			○	◎	
40	蒸発残留物	500 以下	157					○			○			○			○	◎
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回													◎	
42	ジェオスミン(注a)	0.00001 以下	0.000001 未満	年1回						○							◎	
43	2-メチルイソボルネオール(注a)	0.00001 以下	0.000001 未満								○							◎
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	3年1回													◎	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満															◎
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.4			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
47	pH値	5.8-8.6	6.5-7.7	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
48	味	異常でない	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
49	臭気	異常でない	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
50	色度	5 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
51	濁度	2 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
項目の合計					9	9	23	9	9	26	9	9	23	9	9	23	39	

その他	原水指標菌(肘折第1・第4・第6)	年1回							◎								
	原水クリプト・ジアルジア※1	-															
	浄水放射性物質(セシウム134及び137)	年4回			○				○				○				○
	浄水PFOS及びPFOA	年1回			○												

※1 指標菌検出時原水クリプト・ジアルジア追加検査

- 月に1回の検査項目
- 年に4回(3ヶ月に1回)の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目(令和4年度検査実施)

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

四ヶ村地区
令和6年度 水質検査月別項目数

表2

項目 NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	検査省略 頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水 8月	
1	一般細菌	100個/ml	35個/ml	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	不検出	不検出		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	3年1回													◎	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満															◎
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															◎
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002															◎
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満															◎
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満		年4回			○			○			○			○	◎
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.2		3年1回													◎
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満															◎
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満															◎
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満															◎
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満															◎
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満															◎
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満															◎
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															◎
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															◎
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満															◎
21	塩素酸	0.6 以下	0.11	年4回			○			○			○			○		
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○	
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.007					○			○			○			○	
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.013					○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.002					○			○			○			○	
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.004					○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009	3年1回													◎	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満															◎
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満															◎
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.02															◎
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.2															◎
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満															◎
38	塩化物イオン	200 以下	12.9	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	11	3年1回													◎	
40	蒸発残留物	500 以下	83	年4回			○			○			○			○	◎	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回													◎	
42	ジェオスミン（注a）	0.00001 以下	0.000001 未満	年1回						○							◎	
43	2-メチルイソボルネオール（注a）	0.00001 以下	0.000001 未満								○							◎
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	3年1回													◎	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満															◎
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	0.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
47	pH値	5.8-8.6	6.3-6.7	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
48	味	異常でない	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
49	臭気	異常でない	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
50	色度	5 以下	0.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
51	濁度	2 以下	1.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
項目の合計					9	9	22	9	9	24	9	9	22	9	9	22	39	

その他	原水指標菌（四ヶ村・松ノ木沢）	年1回							◎								
	原水クリプト・ジアルジア	-															
	浄水放射性物質（セシウム134及び137）	年4回			○				○				○				○
	浄水PFOS及びPFOA	年1回			○												

- 月に1回の検査項目
- 年に4回（3ヶ月に1回）の検査項目
- 年に1回の検査項目
- 3年に1回の検査項目（令和4年度検査実施）

その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

柳瀬地区
令和6年度 水質検査月別項目数

表2

項目 NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	検査省略 頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水 8月	
1	一般細菌	100個/m ²	0個/m ²	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	3年1回													○	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満															○
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満															○
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.006	年4回			○			○			○			○	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	3年1回													○	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満															○
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満															○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	年4回			○			○			○			○	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.73					○			○			○			○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	3年1回													○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満															○
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満															○
15	1・4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満															○
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満															○
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満															○
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															○
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満															○
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満															○
21	塩素酸	0.6 以下	0.006 未満		年4回			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○	
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001					○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満					○			○			○			○	
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001					○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満				○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.003	3年1回													○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01 未満															○
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満															○
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.17	年1回						○							○	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.6	3年1回													○	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満															○
38	塩化物イオン	200 以下	8	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	25	3年1回													○	
40	蒸発残留物	500 以下	138	年4回			○			○			○			○	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	3年1回													○	
42	ジェオスミン（注a）	0.00001 以下	0.000001 未満	年1回						○							○	
43	2-メチルイソボルネオール（注a）	0.00001 以下	0.000001 未満								○							○
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	3年1回													○	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満															○
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	0.3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8-8.6	6.3-6.6	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でない	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目の合計					9	9	24	9	9	27	9	9	24	9	9	24	39	

その他	原水指標菌	年12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	原水クリプト・ジアルジア※1	年4回		○			○				○					○	
	浄水放射性物質（セシウム134及び137）	年4回			○					○							○
	浄水PFOS及びPFOA	年1回		○													

※1 原水指標菌が検出された際は、本表の予定にない場合も原水クリプト・ジアルジア検査を臨時に実施する。

- 月に1回の検査項目
 - 年に4回（3ヶ月に1回）の検査項目
 - 年に1回の検査項目
 - 3年に1回の検査項目（令和4年度検査実施）
- その他、基準値に異常がある場合はその時点に行う。

地区	原水	浄水方法	水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断 ※別添図参照	指標菌等の検査回数※全原水毎年全項目検査実施	クリプトスポリジウム等検査	県調査レベル
清水合海	浅井戸	塩素消毒	レベル2	3ヶ月1回(6,9,12,3月)	指標菌検出時	2
	深井戸	急速ろ過(マンガン砂)、塩素消毒	レベル1(施設整備:急速ろ過整備済)	-	-	
白須賀	湧水	塩素消毒	レベル2	3ヶ月1回(6,9,12,3月)	指標菌検出時	2
塩藤田沢	湧水	急速ろ過(ケイ砂)、塩素消毒	レベル3(施設整備:急速ろ過整備済)	クリプト対策済みであるが、モニタリングのため年1回(8月)	-	3
肘折	湧水(第1水源)	膜ろ過、塩素消毒	レベル3(施設整備:膜ろ過設備整備済)	クリプト対策済みであるが、モニタリングのため年1回(8月)	-	3
	湧水(第4水源)	膜ろ過、塩素消毒				
	湧水(第6水源)	膜ろ過、塩素消毒				
四ヶ村	表流水(古水川水源)	膜ろ過、活性炭ろ過、塩素消毒	レベル4(施設整備:膜ろ過整備済)	クリプト対策済みであるが、モニタリングのため年1回(8月)	-	4
	表流水(松の木沢水源)	膜ろ過、活性炭ろ過、塩素消毒				
柳瀬	湧水	塩素消毒	レベル3(施設整備:未対策)	月1回	3ヶ月に1回(5,8,11,2月)、その他指標菌検出時	3

レベル4
レベル2

塩藤田沢、肘折、四ヶ村、柳瀬
清水合海、白須賀

整備期間中(未整備)はクリプト3ヶ月1回、指標菌月1回
3ヶ月に1回指標菌検査

頻度

○=原水1つ
◎=原水複数

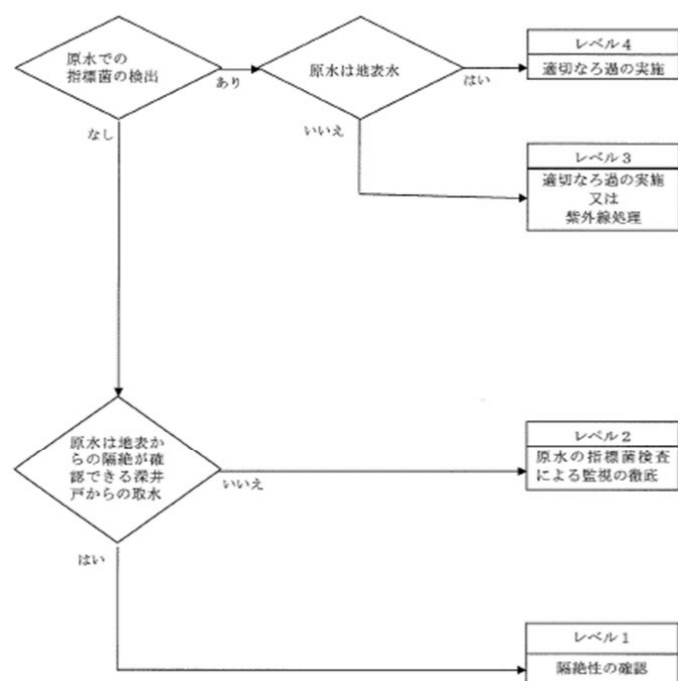


図 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断の流れ

(参考)

水質基準項目の汚染源と毒性等

1 一般細菌	環境中に普通に存在します。多い場合は病原性生物に汚染されている疑いがあります。水道水中では塩素で消毒されます。
2 大腸菌	
3 カドミウム及びその化合物	汚染源は鉱山排水や工場排水の外に自然界に微量ながら存在します。イタイイタイ病はカドミウム汚染によるもので、基準値は蓄積性の毒性を考慮して定められています。
4 水銀及びその化合物	汚染源は工場排水、農薬、下水などで水銀灯や電極等に使用されています。有機水銀化合物は水俣病の原因物質です。基準値は蓄積性の毒性を考慮して定められています。
5 セレン及びその化合物	汚染源は鉱山排水や工場排水で、光電池・整流器等に使用されています。急性中毒では嘔吐、全身痙攣などを引き起こします。基準値は毒性を考慮して定められています。
6 鉛及びその化合物	汚染源は地質や工場排水、鉱山排水などで嘔吐、腹痛、神経障害、痙攣などを引き起こします。基準値は蓄積性の毒性を考慮して定められています。
7 ヒ素及びその化合物	鉱山排水や工場排水の外に環境中にも存在し、嘔吐、腹痛、下痢などを引き起こします。
8 六価クロム化合物	鉱山排水や工場排水などが汚染原因で、腸カタル、嘔吐、下痢などを引き起こします。基準値は毒性を考慮して定められています。
9 亜硝酸態窒素	窒素肥料や家庭排水に由来し、極めて低い濃度でも健康影響があることが知られています。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	汚染源はメッキ工場や選鉱精錬所排水などで酸素運搬作用を阻害します。基準値は毒性を考慮して定められています。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	窒素肥料や家庭排水に由来し、高濃度の場合はメトヘモグロビン血症誘発し酸素運搬機能がなくなります。基準値は乳児の安全レベルを考慮して定められています。
12 フッ素及びその化合物	地質や工場排水に由来し、低濃度では虫歯予防の効果がありますが、高濃度では斑状歯になります。基準値は斑状歯発生予防の観点から定められています。
13 ホウ素及びその化合物	火山地帯の地下水や温泉水、工場排水などが原因で、中毒は胃腸障害や皮膚紅疹などがあります。基準値は毒性を考慮して定められています。
14 四塩化炭素	いずれの物質も揮発性の有機溶剤で、地表水(河川水等)を汚染しても比較的容易に大気中に拡散します。しかし、土壌を浸透し地下水を汚染すると地下に安定的な形で閉じ込められるので、長期にわたって汚染が継続します。各基準値は発ガンリスクや毒性等を考慮して定められています。
15 1,4-ジオキサン	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	
17 ジクロロメタン	
18 テトラクロロエチレン	
19 トリクロロエチレン	
20 ベンゼン	

(参考)

水質基準項目の汚染源と毒性等

21 塩素酸	臭素酸を除き、水道水を塩素消毒することによって、水中の有機物と塩素が反応して生成するものです。臭素酸は水道水を殺菌することによって水中の有機物とオゾンが反応して生成するものです。クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブromoホルムの量の総和がトリハロメタンです。各基準値は発ガン性リスクや毒性等を考慮して定められています。
22 クロロ酢酸	
23 クロロホルム	
24 ジクロロ酢酸	
25 ジブロモクロロメタン	
26 臭素酸	
27 総トリハロメタン	
28 トリクロロ酢酸	
29 ブロモジクロロメタン	
30 ブロモホルム	
31 ホルムアルデヒド	
32 亜鉛及びその化合物	鉱山排水や工場排水の外、亜鉛メッキの給水管から溶出することがあります。濃度が1mg/lを超えると白濁したり、お茶の味が悪くなったりします。
33 アルミニウム及びその化合物	鉱山排水や工場排水及び温泉水の外、浄水場では凝集剤としてアルミニウム系薬品を使用しておりますが、ほとんど浄水場で除去されます。多量に含まれると白濁の原因となります。
34 鉄及びその化合物	鉱山排水や工場排水の外、古い水道管の錆が多量に含まれると赤水となり、色・濁り・金属臭味がつき、洗濯物などに着色します。
35 銅及びその化合物	鉱山排水や工場排水の外、銅製の給水管から溶出します。多量に含まれると金属味がつきます。また、微量でもアルミニウム製容器の腐食の原因となります。
36 ナトリウム及びその化合物	広く自然界に分布し温泉水や地質に由来し高濃度になる場合もあります。多量に含まれると味覚を損ないます。水道水の塩素消毒に由来することもあります。
37 マンガン及びその化合物	自然界に鉄と共に広く存在し主に地質に起因しますが鉱山排水により高濃度になる場合もあります。基準値は黒水障害を防止することから定められています。
38 塩化物イオン	下水や工場排水にもよりますが、多くは地質に由来します。高濃度になると金属を腐食させます。基準値は味覚の観点から定められています。
39 カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	水中に含まれるいわゆるミネラル分のことで、高度の高い水を硬水、低い水を軟水といいます。高濃度になると味覚を損ない、石鹸の泡立ちを阻害します。

(参考)

水質基準項目の汚染源と毒性等

40 蒸発残留物	水の中に含まれているカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類の総量で、基準値は味覚の観点から定められています。
41 陰イオン界面活性剤	合成洗剤の有効成分で、汚染源は工場排水・家庭下水です。基準値は発泡を防止する観点から定められています。
42 ジェオスミン	2つの物質はカビ臭の原因です。湖沼等で富栄養化現象により発生する藻類が産するカビ臭で、土臭、墨汁臭に感じられることもあります。
43 2-メチルイソボルネオール	
44 非イオン界面活性剤	主に家庭の洗剤などに使用されています。基準値は発泡の観点から定められています。
45 フェノール類	天然中には存在せず、工場排水やアスファルト舗装上を流れた雨水に含まれることがあります。微量でも消毒用塩素と反応してクロロフェノールを生成し水道水に異臭味を与えます。基準値は、臭味防止の観点から定められています。
46 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	有機物汚染の指標です。多量に含まれると水道水の味を損ないます。
47 pH値	酸性、アルカリ性を示す指標で、pH7が中性です。水の基本的な性質を示す指標の一つです。基準値は水道施設の腐食防止等の観点から定められています。
48 味	水道水に通常と異なる味があることは水が汚染されている可能性を示すことから、異常でないことと定められています。
49 臭気	水道水に通常と異なる臭気があることは水が汚染されている可能性を示すことから、異常でないことと定められています。
50 色度	水の色を程度を示す指標です。基準値では肉眼でほとんど無色と認める限度です。
51 濁度	水の濁りの程度を示す指標です。基準値では肉眼でほとんど透明と認める限度です。
残留塩素	病原菌などによる汚染を防ぐため、水道水中に残してある消毒用塩素のことです。水道法では、給水栓で残留塩素を0.1mg/l以上を確保することが義務付けられており、上限は定められていませんが、あまり多く注入すると水の味を悪くするため、より良質な水道水の目標としてある水質管理目標設定項目では、1.0mg/l以下とされています。